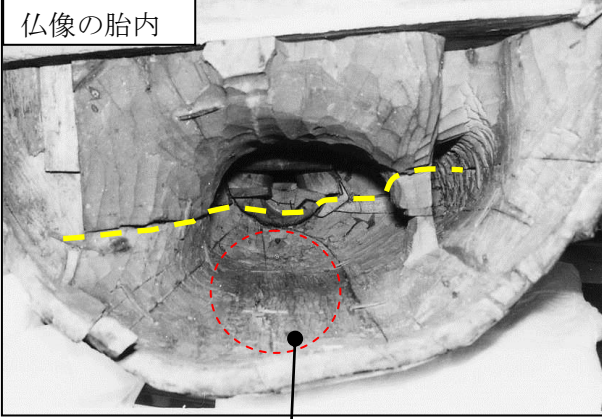


●シリーズ●わがまちの文化財へ27

県指定重要文化財 木造阿弥陀如来坐像

昭和53年10月4日指定

寄木造、玉眼、像高85cm、金箔押の坐像で、承元四年（一二一〇）に制作され、天文二年（一五三三）に修理されたことが胎内銘にあります。瘦身で着衣の彫りが浅く、納衣の上に袈裟を着ており、仏教美術史的には、鎌倉時代の特徴が見られる仏像です。後の室町時代の修理で螺髪などは大きく姿を変えています。訪問にあたっては信仰の対象のため、事前に永寿寺の了解が必要です。また、拝観のマナーを守りましょう。



仏像の胎内



墨書銘

筆書きの文字が墨書銘。前後の部材の継ぎ目と頭の部材の接合部がみえ、寄木作りの工法がよくわかる。

●シリーズ●わがまちの文化財へ28

町指定重要文化財 地頭八幡神社棟札（二枚）

昭和44年11月20日指定

地頭八幡神社は永享12（一二四四〇）年再建の棟札を最古に、天正12（一五八四）年、寛永8（一六三一）年、承応年間（一六五二〜一六五四）、天和2（一六八二）年などの棟札が伝えられており、永享12年のものは長さ104cm、幅11.2cmあります。

元総（のちに小早川秀包）の名前が「大江朝臣元総」として出ています。このことから戦国時代にこの地域が毛利氏の勢力下にあったことが分かります。棟札とは棟上の時に施主や大工の名前、施工年月日などを記す、木札（由緒書き）のことをいいます。工事の安全と、将来そこに生活する人々の幸福や、建物の末永い存続を祈願するために、屋根裏にある棟木に打ち付けられます。地頭八幡神社棟札は武士たちが地域の氏神へ、地域の名士として建物の新築・再建に貢献している様子がうかがえる資料です。

